

<労災保険>障害(補償)給付の請求手続きについて

障害(補償)給付は療養していた傷病が「治ゆ(症状固定)」した時、身体に一定の障害が残った場合に請求いただける給付です。障害(補償)給付の請求をされる場合には、まず下記の提出書類を労働基準監督署に郵送等により提出してください。診断書の内容を確認し、必要に応じて面談調査を実施します。なお、面談日程の調整については、当署からご連絡させていただきます。

1 提出(郵送等)書類 ～まず郵送等で提出してください～

業務災害の場合

- ① 様式第10号 障害補償給付支給請求書
いわゆる後遺症にかかる請求書です。事業主に証明を受けた上、下記の書類と共にご提出ください。
- ② 労働者災害補償保険診断書(障害(補償)給付請求用)
障害(補償)給付支給請求をする際に必要な診断書です。主治医に作成いただきご提出ください。
- ③ 様式第7号 療養補償給付たる療養の費用の請求書
②の診断書作成にかかる費用負担が発生した場合に請求するものです。請求書には医療機関の証明が必要となり、領収書の原本を添付してください。(費用が発生しなかった場合は請求の必要はありません。)
- ④ 自己申立書
現在の身体障害状況、既存障害の有無等について記載してください。
- ⑤ 同意書
医療機関に対し画像所見等の提出依頼時に必要となりますので、記載してください。
- ⑥ 賃金台帳、出勤簿
休業(補償)給付を受給していない場合は、平均賃金の算定のため提出が必要となります。傷病発生直近の賃金締切日から3か月遡った期間の賃金台帳、出勤簿等をご提出ください。
- ⑦ 賃金台帳(特別給与)
傷病発生以前1年間に特別給与(ボーナス等)等の支給がある場合で、休業(補償)給付を受けていない場合や休業(補償)給付の請求時に提出しなかった場合は、特別給与(ボーナス等)等の額を証明できる賃金台帳等をご提出ください。

通勤災害の場合 (各書類の説明は上記の業務災害の場合と同様です。)

- ① 様式第16号の7 障害給付支給請求書
様式第16号の7(別紙)通勤災害に関する事項
- ② 労働者災害補償保険診断書(障害(補償)給付請求用)
- ③ 様式第16号の5(1)療養給付たる療養の費用請求書
- ④ 自己申立書
- ⑤ 同意書
- ⑥ 賃金台帳、出勤簿
- ⑦ 賃金台帳(特別給与)

2 面談日の持参書類

業務災害の場合

- ① 印鑑 ②マイナンバーカード

通勤災害の場合

- ① 印鑑
- ②マイナンバーカード
- ③ 自動車保険の認定結果が記載された書面のコピー
- ④ 示談書、支払通知書 (後遺障害にかかる保険金の支給額を確認することができるものをご提出ください。)

3 個人番号(マイナンバー)について

障害(補償)給付の請求書には個人番号(マイナンバーカードまたは個人番号通知書に記載された番号)の記載が必要です。なお、請求書を提出する時点では、マイナンバーカードや個人番号通知書等のコピーを添付しないでください。マイナンバーカードや個人番号通知書の提示は、必要に応じて面談の際にお願いすることとなります。

<お問い合わせ・提出先>

〒635-0095 奈良県大和高田市大中393番地
葛城労働基準監督署 労災課 0745-40-4492